

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

天理市長 並 河 健

#### 天理市条例第5号

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

(天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第5号中「59,000」を「56,000」に、「43,000」を「40,000」に改める。

(天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正)

第2条 天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例(平成28年12月天理市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条中「10人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月20日から施行する。